

諮問書：JPRS-ADV-2003001
「指定事業者制度の下での特定の状況における
JPドメイン名とその登録者の保護」
に関する論点について

2003年9月9日

株式会社日本レジストリサービス

はじめに

日本レジストリサービス(以下「JPRS」)は、2003年9月3日に諮問書 JPRS-ADV-2003001 を提出いたしました。

この諮問書は、指定事業者制度の下での特定の状況における JP ドメイン名とその登録者の保護に関する諮問事項に対して、答申をいただくことをお願いしております。諮問書の中でも触れました通り、現在、JP ドメイン名と登録者の保護については、次の 2 つの場合の対処が主要な課題となっています。

1. JP ドメイン名を管理する指定事業者と JPRS との間の指定事業者契約が終了となった場合
2. 登録者の意思確認文書の提出なく、指定事業者から JP ドメイン名の廃止届が JPRS に提出された場合

本資料は、諮問事項に関するご議論をいただく際の一助としていただくことを目的に、それぞれのケースの背景と現状をまとめ、方針を検討するにあたっての論点を整理したものです。

委員各位におかれましては、これらの論点に基づきご議論、ご討議をお願いいたします。また、本資料にてあげた以外にも検討が必要な点がございましたら、論点に加えていただければ幸いです。

諮問委員会事務局

1. JPドメイン名を管理する指定事業者とJPRSとの間の指定事業者契約が終了となった場合

JPドメイン名の登録・管理は、指定事業者制度に基づいて行われている。すなわち、各JPドメイン名には必ずいずれか1つの指定事業者が対応し、そのJPドメイン名の登録・管理に必要なサービスを提供している。

この仕組みの中で、指定事業者がJPドメイン名に関するサービスを終了した場合、倒産した場合などにJPRSとの指定事業者契約が終了した際、その指定事業者が管理していたJPドメイン名をどのように扱うのかを明確にする必要がある。

現状

JPドメイン名を管理する指定事業者とJPRSとの間の指定事業者契約が終了するのは、指定事業者が解約の届出を行う場合、またはJPRSが契約解除を行う場合である。

指定事業者から解約の届出が行われるのは、指定事業者の会社清算や吸収合併、業務終了などの理由による場合である。従って、指定事業者契約の終了前に、指定事業者自身による登録者のサポートが可能であることが多い。このような場合、指定事業者から登録者に対して、JPドメイン名の管理を他の指定事業者に移管することを促す説明を行うこととしている。JPRSは、その指定事業者の管理下にあったJPドメイン名が、完全に次の指定事業者に移管されたことを確認してから、契約終了の手続を行う。これにより、登録者は新しい指定事業者を通じて、JPドメイン名の登録・管理に必要なサービスを継続して受けることができる。

しかし、JPRSから契約解除を行う場合は、指定事業者が破産または倒産などの理由によって指定事業者としての責務を果たせなくなっていることが多く、指定事業者に対しては連絡すら取れないこともある。このような状況では、新しい指定事業者への移管についても、変更前の指定事業者から登録者に十分なサポートができない。このため、JPRSから指定事業者契約を解除した場合は、その指定事業者の管理下にあったJPドメイン名とその登録者を、JPRSがレジストリとして一旦管理下に置き、登録者に対して電子メールと郵便で案内を行い、2～3週間の間に新しい指定事業者を選んで移管の手続を行うよう、登録者に促している。期間内に新しい指定事業者に移管されなかったJPドメイン名については、JPRSがJPRSの指定事業者部門をその指定事業者として指定し、その部門から登録者に対して登録・管理のサービスを提供している。

論点

- 解約となった指定事業者の管理下にあったJPドメイン名を廃止せずに、その登録を継続できるようにするためにレジストリが介入することは妥当か。
- レジストリが解約となった指定事業者の管理下にあるJPドメイン名とその登録者の保護を行う場合、その実業務を行う機能はレジストリでは持ち得ないため、指定事業者に委託することになる。現在はこれをJPRSの指定事業者部門に委託している。他の指定事業者への委託も含めた枠組みにすべきか。
- 解約となった指定事業者の管理下にあるJPドメイン名とその登録者の保護は、コストのかかる業務である。レジストリが指定事業者に登録者保護の業務を委託するにあたり、そのコストを補填すべきか。
- 期間内に新たな指定事業者に移管されなかったJPドメイン名は、登録者保護の業務を担当した指定事業者(現在はJPRSの指定事業者部門)を指定事業者としているが、これは妥当か。

2. 登録者の意思確認文書の提出なく、指定事業者からJPドメイン名の廃止届がJPRSに提出された場合

属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名(以下「属性型地域型 JP ドメイン名」)の廃止は、指定事業者が登録者から廃止意思を表明した文書入手し、それをレジストリに提出することにより行われる。しかし、登録者の所在が不明となった場合や、登録組織が存在しなくなった場合など特定条件のもとで、指定事業者は登録者の意思確認文書をレジストリに提出することなく JP ドメイン名の廃止届を提出できるようになっている。また、このような形で申請された廃止は、JPRS から当該登録者に連絡を試みるなどの措置を取った上で実施される。

この制度は属性型地域型 JP ドメイン名に指定事業者制度を導入した際に追加されたものだが、制度追加から 1 年が経過した現在、登録者の保護という本来の目的を満たすことができているのかを検証する必要がある。

現状

属性型地域型 JP ドメイン名の廃止手続では、通常、印鑑登録証明書等の登録者の意思を確認するための書類提出が必要である。しかし、特定の条件の下では、指定事業者は書類を提出することなく JP ドメイン名の廃止を届け出ることができる。この条件は次の通りである。(登録規則より抜粋)

- 属性型地域型 JP ドメイン名登録者の所在が不明であるとき
- 属性型地域型 JP ドメイン名登録者が解散し、または不存在・死亡したとき、その他これに準ずる場合
- 属性型地域型 JP ドメイン名登録者との間で取次規則第 10 条第 1 項に定める条件に基づく契約が締結できず、またはその契約が解除もしくは終了したとき

これらの理由により指定事業者が登録者に対して属性型地域型 JP ドメイン名の登録・管理に関するサービスを提供できなくなったとき、指定事業者は、その JP ドメイン名の管理を続けることが不可能になる。なぜならば、当該登録者が、登録された JP ドメイン名に対し本来持つべき責任をまっとうできず、料金の支払いができないにもかかわらず、指定事業者はその JP ドメイン名の登録更新にかかる支払いをレジストリに対して行わなければならないためである。このような状態の JP ドメイン名はその指定事業者の管理から外さなくてはならない。しかし、上述のような場合は登録者から必要な書類の提出を受けることが難しいため、指定事業者から属性型地域型 JP ドメイン名の廃止届を JPRS に提出できるという、この制度を導入した。

しかし、登録者が前述の条件に該当する状態にあると指定事業者が判断して廃止届を提出したとしても、登録者が実際にそのドメイン名を廃止する意思があるかどうかを知ることはできない。従って、JPRS ではこの制度に従って廃止届が出された JP ドメイン名についてはすぐに廃止を行わず、JPRS がレジストリとして一旦管理下

に置き、その後、登録者に対して郵便で意思確認を行うこととしている。確認の結果、登録者が JP ドメイン名の登録の継続を望んでいる場合、JPRS はその登録者に対して新たな指定事業者に管理を移管する手続を行うよう案内している。

論点

- 汎用 JP ドメイン名では、指定事業者はドメイン名の廃止にあたり登録者の意思に従うことに責任を負っている。このため、この場合特に JPRS からは書類を求めている。登録組織が存在しなくなった際やサービス契約終了の際についても、指定事業者と登録者との間のサービス契約に廃止が定められていれば廃止することができる。今後、属性型地域型 JP ドメイン名のように、レジストリが廃止対象である全 JP ドメイン名について登録者の意思確認を行うべきか、または汎用 JP ドメイン名のように、指定事業者と登録者との契約に任せるべきか。あるいは、サービスの違いとしてそれぞれの形があってよいか。
- レジストリが登録者の意思確認を行う場合、登録者への通知などの実業務を行う機能はレジストリでは持ち得ないため、指定事業者に委託することになる。現在はこれを JPRS の指定事業者部門に委託している。他の指定事業者への委託も含めた枠組みにすべきか。
- 個々の JP ドメイン名登録者の意思確認は、コストのかかる業務である。レジストリが指定事業者に登録者保護の業務を委託するにあたり、そのコストを補填すべきか。